

🌈 平成28年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率について

実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

平成28年度決算	平成27年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
-(△13.40%)	-(△12.36%)	13.90%	20.00%

平成28年度決算において実質赤字はありませんでした。△13.40%と表記しているのは黒字の比率を表しています。平成28年度決算では前年度比で黒字の比率が1.04ポイント増加し、黒字額は10億183万円となっています。

連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

平成28年度決算	平成27年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
-(△21.68%)	-(△18.42%)	18.90%	30.00%

平成28年度決算において連結実質赤字はありませんでした。また、前年度比で黒字の比率が3.26ポイント増加しました。

国民健康保険特別会計における黒字額が、前年度比1億3,689万円増加したことが、主な要因です。

実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)}}$$

平成28年度決算	平成27年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
11.5%	11.5%	25.0%	35.0%

単年度の比率では、平成28年度に元利償還金が前年度比6,347万円減少し、準元利償還金（一般会計等から他会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち地方債の償還に充てたものなど）が前年度比352万円減少したものの、元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額も前年度比5,054万円減少したことなどから、平成27年度と同じ11.2%となりました。また、3カ年平均で表される実質公債費比率も平成27年度と同じ11.5%となりました。これは起債の抑制により、元利償還金及び準元利償還金が減少しているとともに、一般会計の元利償還金において、償還終了に伴い、元利償還金に係る交付税算入額も減少しているためです。

また、起債の許可基準である18.0%も下回っています。

将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る交付税算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額)}}$$

平成28年度決算	平成27年度決算	早期健全化基準
-(△9.0%)	4.9%	350.0%

平成28年度決算では、将来負担額を充当可能基金額等が上回り、将来負担比率は算定されませんでした。前年度と比較して13.9ポイント減少しています。

減少の主な要因としては、将来負担額の中で地方債の現在高が前年度比2億8,426万円、公

営企業債等繰入見込額が前年度比2億2,954万円減少し、財政調整基金などの充当可能基金が前年度比6億4,495万円増加したことがあげられます。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

会計区分	平成28年度決算	平成27年度決算	経営健全化基準
漁業集落排水事業特別会計	－％(△1.1%)	－％(△0.8%)	20.0%
上水道事業会計	－％(△72.0%)	－％(△78.4%)	
病院事業会計	5.5%	6.1%	

漁業集落排水事業、上水道事業においては、資金不足はありませんでした。

病院事業においては、流動負債の額等と建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の残高から流動負債として計上されているものを控除した額を足した額から流動資産の額等を差し引いた額に解消可能資金不足額を控除した額が資金の不足額となりますが、平成28年度は1億1,059万円の資金不足が発生し、資金不足比率は5.5%となりました。前年度と比較して0.6ポイント減少しています。

主な要因としては、流動負債が前年度比3,622万円増加し、流動資産が前年度比3,045万円減少したことなどにより、資金の不足額が前年度比4,168万円増加したものの、建設改良費に係る累計元金償還額と累計減価償却費合計額との差額が大きくなったことにより解消可能資金不足額が前年度比4,141万円増加したこと、営業収益が前年度比2億1,000万円増加したことにより、事業の規模が大きくなったことがあげられます。

また、起債の許可基準である10.0%は下回っています。